

(別紙)

産科医等育成・確保支援事業について

○事業の概要

分娩を取り扱う産科・産婦人科医、助産師及び新生児医療担当医の処遇改善を目的とした事業であり、以下の4つの事業があります。

1 産科医等確保支援事業

分娩取扱件数に応じて支給される手当に対し、補助を行います。分娩に携わった産科・産婦人科医及び助産師が対象で、麻酔科医、小児科医等が、分娩に携わっても対象になりません。分娩取扱件数に応じて支給される手当が対象で、月額〇〇円など定額で支給する手当は対象になりません。

2 産科医等育成支援事業

産婦人科専門医の取得を目的として研修を受けている医師（以下「産科専攻医」という。）に対して支給される研修医手当に対し、補助を行います。当該医療機関で雇用され、研修を行っている産科専攻医が対象で、研修の指導医に支給される手当は対象になりません。研修に対する手当が対象で、産科医にかかるその他の手当は対象になりません。

3 新生児医療担当医確保支援事業

NICU（診療報酬の対象となるものに限る。）で新生児医療に従事する医師に対して、NICUに入院する新生児の人数に応じて支給される手当に対し、補助を行います。月額〇〇円など定額で支給する手当は対象になりません。

4 帝王切開術待機医師確保事業

200床未満の分娩施設においてリスクの低い帝王切開術を行う際に、他の分娩施設から産科医に来てもらい立ち会ってもらうことで、安心・安全な分娩を提供できる体制を整備した場合に補助を行います。実際に帝王切開の際に他の医療機関の医師が立ち会った件数に応じて補助を行うもので、分娩施設間で医師を派遣する契約（協定等）を締結していることをもって対象となるものではありません。

○基準額

- 1 分娩あたり1万円とします。基準額（1万円×分娩件数）と、対象経費（産科・産婦人科医及び助産師に対して分娩件数に応じて支給される手当の総額。ただし、寄附金その他の収入を充当した場合はその額を控除。）を比較して少ない方の金額から補助額を算出します。
- 2 研修医1人1月あたり5万円とします。基準額（5万円×支給月数）と、対象経費（研修医に対して研修医手当として支給される手当の総額。ただし、寄附金その他の収入を充当した場合はその額を控除。）を比較して少ない方の金額から補助額を算出します。
- 3 新生児1人あたり1万円とします。基準額（1万円×新生児数（NICU入院初日のみ））と、対象経費（NICUでの新生児担当医に対して入院する新生児に応じて支給される手当の総額。ただし、寄附金その他の収入を充当した場合はその額を控除。）を比較して少ない方の金額から補助額を算出します。
- 4 1帝王切開術1人あたり5千円とします。基準額（5千円×帝王切開術立会医師数（ただし、1帝王切開術につき2人以内））から補助額を算出します。

○補助率

- 1～3は3分の1以内の補助率です（残額は事業主負担となります）。
- 4は10分の10以内の補助率です。

いずれも、予算の範囲内での補助となりますので、満額補助できない場合があります。

○対象施設

- 1 以下の要件をともに満たす施設又はこれに準じる施設が対象です。
 - ・就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、分娩手当取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）について明記している分娩施設。（個人開設の施設における開設者は、雇用契約書等に明記してある場合などは対象となります。）
 - ・1分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等をいう。）として徴収する額が55万円未満の分娩施設（当該年度の正常分娩の金額を適用するものであり、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料金については、分娩費用に含めません。）
- 2 以下の要件をともに満たす施設が対象です。
 - ・医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修修了後、産婦人科専門医の取得を目的として、指導医の下、研修カリキュラムに基づき研修を受けている者を受け入れている施設。
 - ・就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、産科専攻医の処遇改善を目的とした手当（研修医手当等）の支給について明記している施設。
- 3 以下の要件を満たす施設が対象です。

就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、NICU（診療報酬の対象となるものに限る。）にて新生児を担当する医師に対して、NICUに入院する新生児に応じて支給される手当（新生児担当医手当等）について明記している施設。
- 4 以下の要件を満たす施設が対象です。

施設全体の病床数が200床未満である、リスクの低い帝王切開術を行うために当該施設の常勤医師等以外の医師を帝王切開術のために待機させ、必要に応じて立ち合わせることであり、帝王切開術への体制整備を行う施設。

○検査・監査等

- 1 国の交付金を活用した基金事業であることから、会計検査院の検査対象になります。
- 2 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）の遵守が求められます。当該法には不正受給、目的外使用等にかかる罰則規定もありますので、念のためお知らせします。